

## 税源移譲による 市県民税の変更

### ■市県民税住宅借入金等特別控除 (住宅ローン控除)の創設

税源移譲に伴い、平成19年分以降の所得税が減少することにより、所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)に控除しきれない額が生じた場合は、一定の事項を記載した申告書を提出することにより、平成20年度以降の市県民税からこの控除しきれない額が控除できます。

**対象者** 平成11年～平成18年までに居住を開始している方

**控除額** 次の①または②のいずれか少ない金額から、税源移譲後の税率(現在の税率)で算出した平成19年分の所得税額(住宅ローン控除前)を差し引いた金額を市県民税から控除します。

①平成19年分の住宅ローン控除可能額

②税源移譲前(旧税率)の税率で算出した平成19年分の所得税額

(住宅ローン控除前)

### 申請方法

(ア) 確定申告をする方

確定申告書に住宅借入金等特別税額控除申告書を添付して、税務署へ提出してください。

(イ) 確定申告をしない方

住宅借入金等特別税額控除申告書に源泉徴収票を添付して、平成20年1月1日現在の居住地へ提出してください。

**申請期限** 3月17日(月)

※平成20年度以降、右記の市県民税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を受けるためには、毎年申告が必要となりますのでご注意ください。この制度は平成20年度から平成28年度までの市県民税において適用されます。

### ■減額措置

税源移譲により、所得税は平成19年分から、市県民税は平成19年度(平成18年分の収入を元に計算)から税率が変更されました。

退職などで、平成19年分の所得税がかからない方は、所得税の軽減が受けられないため、市県民税率の変更による税負担の増加の影響を受けることになります。

このため、次の①・②に該当の方は申請することにより減額措置の適用を受けることができます。

ただし、この減額措置を受けるにあたっては、平成20年度の申告(平成19年1月1日～平成19年12月31日までの所得)が必要になりますので、扶養家族になっていない所得が0の方も必ず申告してください。

ださい。

**対象** 次の①、②の両方を満たす方が対象です。

①平成19年度市県民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く)が、所得税と市県民税の人的控除額の差(※)の合計額より大きい方

②平成20年度市県民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む)が、所得税と市県民税の人的控除額の差の合計額以下の方

※所得税と市県民税との基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額などの控除額の差

**控除額** 次の①から②を差し引いた金額を平成19年度市県民税から減額します。(すでに納付済の場合は還付します)

①平成19年度の市県民税額(調整控除後)

②税源移譲前の税率を適用した平成19年度の市県民税額(税額控除前)

**申請期間** 7月1日～31日

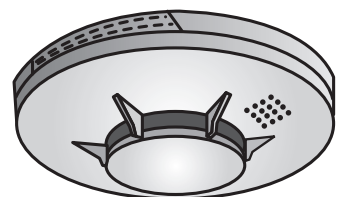
**提出書類** 平成19年度分市県民税額減額申告書

**提出先** 平成19年1月1日現在居住の市区町村

**問合せ先**

市役所税務グループ  
☎52-1111(内線246・247・253)

## 火災警報器の設置



衣浦東部広域連合管内では、5月31日までに火災警報器の設置が義務付けられています。

火災警報器は、高齢者日常生活用具給付事業の用具として設置できます。

まだ設置していない次に該当する方は、申請してください。

**対象** 65歳以上のひとり暮らし高齢者のうち、平成18年分所得税が非課税の方

※家主側で設置する予定のある賃貸住宅に住んでいる方は除きません。

**費用** 無料

**申請方法** 認印をお持ちのうえ、保健福祉グループへお越しください。

**申込・問合せ先**

いきいき広場内保健福祉グループ  
☎52-9871